明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約及び千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の附属書の改正に関する件（外務五一九）　一
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅰの改正に関する件（同五二〇、五二一）　四
○特許印紙の形式の全部を改正する件（財務四〇九）　八〇
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（厚生労働四二三）　八一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について（国土交通省）　九一
平成二十三年度一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について（同）　九三
平成二十三年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について（同）　九五
平成二十三年度一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について（同）　九七
平成二十三年度一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について（同）　九九
平成二十三年度一級建設機械施工技術検定・二級建設機械施工技術検定の学科試験及び実地試験の実施について（同）　一〇一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十二年度ガス主任技術者試験の合格者関係　一三六
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　一四一
会社その他
会社決算公告　一四三

告示

○外務省告示第五百十九号

昭和四十九年十一月一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」の附属書の一部及び平成十年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の附属書の一部は、それぞれ同条約第八条及び同議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、これらの改正はそれぞれ次に記載する日に効力を生じた。

（平成十七年四月五日付け国際海事機関事務局長書簡（平成十八年七月一日効力発生分、第五章関係）、平成十七年七月十日付け同書簡（平成十八年七月一日効力発生分、第二―一章、第三章、第七章、第十二章、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全構造証書の様式、貨物船に対する安全設備証書の様式、貨物船に対する安全無線証書の様式、原子力旅客船に対する安全証書の様式及び原子力貨物船に対する安全証書の様式関係）、平成十七年七月十日付け同書簡（平成十八年七月一日効力発生分、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全構造証書及び貨物船に対する安全設備証書の様式関係）、平成十七年十二月十九日付け同書簡（平成十九年一月一日効力発生分、第三章、第四章及び貨物船に対する安全設備証書の様式関係）、平成十八年五月九日付け同書簡（平成十八年七月一日効力発生分、第五章関係）、平成十八年五月九日付け同書簡（平成十八年七月一日効力発生分、貨物船に対する安全設備証書の様式及び貨物船に対する安全証書の様式関係）、平成十八年十一月三十日付け同書簡（平成二十年一月一日効力発生分、第五章関係）、平成十九年四月四日付け同書簡（平成二十年七月一日効力発生分、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全設備証書の様式及び貨物船に対する安全証書の様式）、平成十九年五月二十三日付け同書簡（平成二十年七月一日効力発生分、第二―一章、第二―二章、第三章、第十二章、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全構造証書の様式及び原子力旅客船に対する安全証書の様式関係）、平成十九年五月二十三日付け同書簡（平成二十一年一月一日効力発生分、第二―一章関係）、平成十九年五月二十三日付け同書簡（平成二十二年七月一日効力発生分、第二―一章、第二―二章、第三章関係）、平成二十年二月十八日付け同書簡（平成二十二年七月一日効力発生分、第二―二章、第三章、第四章、第五章関係）、平成二十年五月七日付け同書簡（平成二十一年七月一日効力発生分、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全構造証書、貨物船に対する安全設備証書の様式及び貨物船に対する安全証書の様式関係）、平成二十年十二月九日付け同書簡（平成二十二年一月一日効力発生分、第二―一章、第二―二章、第三章、第四章、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全無線証書の様式、原子力旅客船に対する安全証書の様式及び原子力貨物船に対する安全証書の様式関係）、平成二十年十二月九日付け同書簡（平成二十二年一月一日効力発生分、旅客船に対する安全証書の様式、貨物船に対する安全設備証書の様式、貨物船に対する安全無線証書の様式及び貨物船に対する安全証書の様式）、平成二十一年三月九日付け同書簡（平成二十一年七月一日効力発生分、第四章、第六章、原子力旅客船に対する安全証書の様式及び原子力貨物船に対する安全証書の様式関係）、及び平成二十一年七月九日付け同書簡（平成二十二年七月一日効力発生分、第二―一章及び第二―二章関係）

平成二十二年十二月二十一日

外務大臣　前原　誠司